○三好市パブリックコメント手続実施要綱

平成19年4月16日

告示第38号

（目的）

第1条　この告示は、パブリックコメント手続の実施に関して必要な事項を定めることにより、市民の市政への参加の機会を拡充し、市民への説明責任を果たすとともに、市政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　パブリックコメント手続　市の基本的な政策等の策定又は改廃に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民等から意見を求め、これを考慮して当該政策等の意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(2)　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3)　この告示において「市民等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

ア　市内に住所を有する者

イ　市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

ウ　市内の事務所又は事業所に勤務する者

エ　市内の学校に在学する者

オ　前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

（対象）

第3条　パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定又は改廃は、次に掲げるものとする。

(1)　市の基本的な政策を定める計画及び個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は改定

(2)　市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例等の制定又は改廃

(3)　市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに

分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃

(4)　その他実施機関が必要と認めるもの

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメント手続を行わないことができる。

(1)　政策等の策定又は改廃に当たって、縦覧等の手続が法令等により定められているもの

(2)　附属機関又はこれに類するものにおいて、本制度に準じた手続を経て策定された報告、答申等に基づき、実施機関が政策等を策定する場合

(3)　政策等の策定に関して実施機関の裁量の余地が少ないもの

(4)　政策等の策定に当たって、実施機関が迅速若しくは緊急を要すると認める場合又は軽微であると認める場合

(公表の時期及び公表資料)

第4条　実施機関は、パブリックコメント手続を行うこととなる政策等の策定又は改廃に当たっては、最終的な意思決定を行う前に、政策等の案を公表するものとする。

2　実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

(1)　政策等を策定する趣旨、目的及び背景

(2)　政策等の案の概要

(3)　政策等の案に関連する資料

(公表の方法)

第5条　前条の規定による公表は、実施機関が公表しようとする政策等の案及び同条第2項に掲げる資料(以下「案及び資料」という。)を市のホームページに掲載し、併せて当該政策等の所管窓口に備え付けることにより行うものとする。

2　実施機関は、前項の規定によるもののほか、必要に応じて、市の広報紙及びケーブルテレビ等により、案及び資料が市民等に周知されるよう努めるものする。

3　実施機関は、前2項の規定による公表において、案及び資料が大量である場合又は複雑な場合は、案及び資料全体の入手方法を明示したうえで、内容を要約して公表することができる。

(意見の提出)

第6条　実施機関は、市民等が意見を提出するための必要な期間として、公表した日から原則として30日以上の提出期間を確保するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある

ときは、意見の提出期間を30日未満とすることができる。

2　意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ及び電子メールその他の方法のうちから実施機関が選択して定めるものとする。

3　意見を提出しようとする市民等は、住所又は所在地、氏名又は名称その他実施機関が定める事項を明記しなければならない。

(意見の処理)

第7条　実施機関は、提出された意見を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

2　実施機関は、政策等の意思決定を行ったときは、三好市情報公開条例(平成18年三好市条例第12号)第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1)　提出された意見の概要

(2)　提出された意見に対する実施機関の考え方

(3)　政策等の案を修正したときは、その修正内容

3　前項の公表の方法については、第5条第1項の規定を準用する。

(その他)

第8条　この告示に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附　則

1　この告示は、平成19年5月1日から施行する。

2　この告示の施行の際、現に立案過程にある政策等については、この告示の規定を適用しない。